

文化審議会 第3期文化施設部会
博物館ワーキンググループ（第1回）

開催日：令和8年5月25日（月）14:00～16:00

場 所：文化庁（東京庁舎）2階 文化庁第2会議室

議 題：1. 座長の選任について（非公開）
2. ワーキンググループの運営について（非公開）
3. ワーキンググループの審議内容について
4. 博物館登録事務の所管の在り方について
5. 博物館の機能強化に向けたコレクション・マネジメント等の在り方について
6. その他

委 員：佐々木委員（座長）、半田委員（座長代理）、大原委員（オンライン）、大森委員、佐藤委員、杉山委員（オンライン）、立和名委員、田中委員（オンライン）、廣野委員、細矢委員（オンライン）、松本委員（オンライン）、御手洗委員、山崎委員

文化庁：〔参事官（文化拠点担当）付〕笈田参事官、吉野参事官補佐、中尾博物館支援調査官、山口専門職、渡邊係員

〔企画調整課〕松田課長補佐、阿部係長

1. 部会長の選任について

委員の互選により佐々木委員が座長に選任された。座長代理については、佐々木座長から半田委員が指名された。

2. 部会の運営と議事の公開について

事務局から、博物館ワーキンググループの運営について資料2-1、2-2に基づき説明があり、原案のとおり決定された。

また、公開に関する規則に基づき、この時点から会議が公開された。

【佐々木座長】 では、この規則に基づきまして、傍聴者の方へのユーチューブ配信を開始したいと存じます。ここからは公開で会議を進めさせていただきます。

では、議題3のワーキンググループの審議内容について、まず事務局から御説明をお願いします。

【事務局（吉野）】 資料1-2を御覧ください。繰り返しになりますが、こちら、文化施設部会におきまして決定しているものでございます。本ワーキングにつきましては、今年度、博物館の機能強化に向けたコレクション・マネジメント等の在り方と博物館登録事務の所管の在り方、この2点を中心に検討を行うことになっております。

スケジュールでございますが資料の3を御覧ください。博物館ワーキングにおきまして、本日、第1回を開催し、この文化施設部会の第3回の部会に向けて、こちら、素案を報告することになっております。こちらに向けて本ワーキングでこの2つの議論について中心に進めていきたいと思っております。

また、本ワーキンググループにおける検討内容につきましては、文化施設部会の臨時委員であります佐々木座長と半田座長代理より適宜御報告をいただくことを想定しております。

以上でございます。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

では、皆さん、ワーキングの進め方について、御質問や御意見等があればお願いいたします。特によろしいですかね。

ありがとうございます。事務局案について了承ということで進行していきたいと思いません。

続いて議題4、博物館登録事務の所管の在り方に移ります。

まず、資料4について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（松田）】 では、資料4、「博物館登録事務について」という資料を御覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目、「博物館登録事務の所管に係る検討について」というページを御覧ください。こちら、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」、昨年12月23日に閣議決定された文書の抜粋でございますけれども、博物館法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の見直しについて、地方から分権の提案としていただいております。博物館登録事務について、「都道府県等及び関係者の意見を踏まえつつ、当該

事務手続を行う際の制度面を含めた課題等を整理した上で、改善方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」というところが政府の方針として決まっているところでございます。このため、今年度、本ワーキンググループにおいて、次の観点から検討を行っていただきたいと思っております。1つ目が、社会教育の観点、政治的中立性、安定性・継続性の担保の観点でございます。もう一点が、文化に関するその他の事務やまちづくりに関する事務との連携の観点。この特に2点についてぜひ御議論いただきたいと思っております。そして、先ほど事務局から御説明したことと重複いたしますけれども、検討の結果については文化施設部会に報告して、本年末に取りまとめを予定している部会の報告、こちらにも反映していくことを予定しているところでございます。

博物館登録事務の制度について簡単に御説明させていただきたいと思えます。その次のページを御覧いただければと思えます。「教育委員会と首長の職務分担」についてという資料でございます。上段に教育委員会、下段に知事、市町村首長部局、その間に、原則教育委員会が管理・執行するんですけれども、条例を制定すれば首長にその事務を移管して担当できるというような形で整理しているものでございます。教育委員会は、学校教育に関すること、社会教育に関すること、学校における体育に関すること、そうしたところを担当しているというところでございまして、その社会教育に関することの中で黄色マーカーを引いております博物館登録事務、こちらの所管の在り方に関して御議論いただくというものでございます。参考として、その間にあります中段のところでございます。原則教育委員会が管理・執行するんですけれども、条例を制定すれば首長が担当できる事務としては、文化に関することとしては、文化事業の実施、文化施設の設置、管理、廃止、こうしたところは可能でございます。あと文化財に関すること、そして、社会教育に関することの中でも、図書館、博物館、公民館等の設置、管理、廃止、そうしたところも担当できる。また、スポーツに関することでは、スポーツ事業の実施、スポーツ施設の整備、そうしたところも担当できるというところになってございます。

その次のページを御覧いただければと思えます。博物館登録制度について、博物館については、皆様御案内のように、大きく法令、制度上は3つに分けられるというところございまして、登録博物館、博物館指定施設、博物館類似施設の大きく3つの類型に分けられるというところでございます。今回議論いただくのがまさに登録博物館の制度でございますけれども、登録博物館の制度について、まず中段にございます登録要件というところを御

覧いただければと思いますが、まず、設置主体については、国、独法以外の法人、そして、登録要件については、館長・学芸員の必置、年間150日以上の開館、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究を行う体制が都道府県または指定都市教育委員会の定める基準に適合している。そうしたところがあれば登録博物館になれるというところがございます、その指定を行う主体が現時点においては都道府県または指定都市の教育委員会になっているというところがございます。登録博物館の主なメリットについては下段に書かせていただいております。

その次のページにあります税制上の優遇措置と併せて適宜御参照いただければと思います。

その次のページでございますけれども、博物館の種類、先ほど申し上げた登録、指定、それ以外の類似施設というところで、主な館の数、こうしたところの資料を載せておりますので、適宜御参照いただければと思います。なお、令和6年度社会教育調査より出している数字でございます。

そして、その次のページで、「博物館登録の審査について」というところで博物館法の主な条文を抜粋してございます。こちらの条文に記載ございますけれども、現状、例えば第13条においては、都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当するときは、当該博物館を登録しなければならないというところで、1号から6号までそのルールが定められているというところがございます、これは先ほど説明した150日以上の開館とか、体制ですとか、そうしたところが規定されているというところがございます。具体の基準は、都道府県教育委員会が文科省令で定める基準、博物館法施行規則を参照しながら基準を定めて、その基準に基づいて審査をしていただくと、そのようなルールとなっているところがございます。

その次のページ以降はまた関係法令等載せておりますので、適宜御参照いただければと思います。

駆け足でございますけど、説明は以上でございます。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

では、登録事務につきましては、委員で所管を担当されている委員がいらっしゃいますので、今回、ヒアリングということで、御説明いただきたいと思います。立和名委員、続いて大森委員をお願いいたします。

【立和名委員】 千葉県の立和名です。

私のほうで手元に御用意させていただいたのは、ダイレクトに登録事務というところに入る前に、千葉県の組織の改正の概要のところから簡単に御説明させていただきたいのですが、今、私ども、首長部局に博物館登録事務が移っております。これは、令和4年に千葉県の中で組織改正がございまして、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かして、スポーツと文化を振興して本県の発展につなげていくために、令和4年度に、環境生活部という中にスポーツ・文化局という新しい局を新設して思います。局には、県民生活・文化課という首長部局から文化部門、こちらで文化会館ですとかオーケストラですとか、そういうところ、芸術文化のほうを所管しております。あと、教育庁文化財課から学芸部門のみを移管しまして、文化振興課を新設することになりました。昨年度のこちらのワーキンググループの会議でもお話しさせていただいたんですけれども、千葉県、県立博物館がもうございますので、5館8施設なので、私、当時、室長だったときに、120名の職員で異動したという大異動になりました。それをもって文化・芸術振興の一体的な推進を図るということで、そのときに博物館の登録事務のほうも、先ほど申しあげました規則、条例を改正しまして、首長部局のほうでそれ以降担わせていただいております。その新設するときにもいろいろと、教育庁からスポーツとかそういうのを移管して設ける理由は何とかということをしていろいろ聞かれて、こちらに書いてあるものは、当時とか今も我々が議員の先生ですとか外向けに御説明するときにこんな形で答えていますというところの抜粋になっておりますが、一応、一体的な推進、県有文化施設の効率的効果的な運営を図るとともに、美術館・博物館を活用した地域振興や観光・産業振興について検討を行う部署ということで移管しております。その新設によって、優れた文化芸術活動や伝統文化等の継承・発展につなげるとともに、美術館・博物館の活性化等を検討してまいりますということで異動しております。その後、以前も発表させていただいておりますが、いろいろ博物館・美術館の基本的な計画ですとか理念ですとかを定めていって、県の中で県民の皆さんと共にオーソライズされたものをつくっていったということになっております。新しい博物館登録制度をつくったときに千葉県が定めた審査基準というのがあるんですが、そのときに、一応、国のものを参考にして県でやりなさいと言われて我々でつくったものが、この基準よりも低い基準とか、登録のハードルになるような高い基準を設けてしまうのは、かえってこの法改正の趣旨にはそぐわないのではないかとということで、私ども、国からこの改正が出たときに、なるべく多くの県内の博物館に参加していただきたい、登録の数を増やしたいという趣旨の下、制度をつくっております。県内の博物館において、その水準の維持・

向上が図られるように支援していくというのが我々の仕事だと思って、以降取り組んでおります。

次のページになりますが、千葉県における博物館に関する事務は、先ほど申し上げましたように、知事部局に移管したものが、県立博物館の5館8施設の設置、管理、廃止ですね。あとは博物館協議会の運営ですとか、こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律ですとかによって定められているところで、千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例というものをつくりまして、県立博物館のこうした運営を移管しております。また、博物館登録事務につきましては、スポーツ・文化局長が補助執行者として補助執行することになっております。博物館の登録、博物館に相当する施設の指定、取消しなどをこれの下に行っております。今、千葉県内、登録博物館、36館です。当時ですね。相当施設が9施設、類似施設が約60施設ございます。そのほかにも、これまで千葉県は千葉県博物館協会という、博物館を所管して、博物館同士でつくっている協会みたいなものの活動が結構盛んで、古くから活動はしているのですが、市町村の博物館、資料館の中でも、協会に入っていない登録ではないというものも多くて、総数63館協会に加盟しているものの中でも、登録博物館は3分の1です。今後、我々、この部分をどういうふうに引き上げていこうかというところが一番大きなところだと思っております。

今回、私どもにいただいたお題としては、登録事務をこうしてどうなのか、一体全体どうなのかということ聞かれていると思うんですが、その3番目にありますけれども、登録事務は淡々と進めてはいるのですが、何分、最初に基準をつくることにかにちょっと時間がかかってしまって、まだ全体数の3分の1ぐらいしか進んでいないのが現状です。あと、それと同時に、今申し上げたような、登録の相当にもなっていない博物館さんへのお声がけというのを同時に進めておりますが、そういったところのメリット・デメリットなどを説明しながら行っているというのが現状です。

社会教育の観点ですとか政治的中立性、安定性とかというのはどういうふうを考えているかということなんですけれども、もちろん我々、教育委員会時代に培われたこうした視点というのは大事にしていくべきものではあるのですが、そこだけにとどまると今回の博物館法の改正をきちんと受けられないと思いますので、そこで、基本計画や未来計画のような計画をきちんと作りまして、目指す姿や理念をはっきりと示して、それに対して仲間になっていただくというところを増やそうとしています。

また、文化に関するその他の事務やまちづくりに関する事務との連携ということなんで

すけれども、これについても、これまで社会教育法ですとか、そういったところに関わっていた部分だけではなくて、やはり首長部局に移ってきたところで、文化芸術基本計画というところが大きいものだと我々感じております。それを引いて、千葉県でも文化芸術推進基本計画というものをつくっております。県民が文化芸術に親しむための計画の中にははっきりと、博物館の機能の充実ですとか多面的な活用ということを明記してもらいました。それで、地域内の他の文化財や文化芸術とか学校教育などと有機的に結びつくことということもきちんと明記するようにいたしました。また、まちづくりに関する事務との連携ですが、これまで、教育委員会の中にありますと、実際経験されている方、こう言ってもあれなんですけれども、階層的に何となく1つ奥の階層に入ってしまったいて、県庁の中でそういったところを所管しているところとダイレクトにお付き合いができていなかったというところが正直なところでございます。それが、きちんと観光振興、産業活性化、福祉、防災など、まちづくりなどの政策全般にコミットできるように、または、我々、今言っているのは、博物館の専門的な知識がそういったところに、研究している研究活動などもそういうところにきちんと協力できるように、有識者会議、いろいろ部でやっている自然ですとかアセスですとか環境ですとか防災とか、そういったものにも地学の知識ですとか植物・動物の知識ですとか、そういったものが活用していただけるようにという働きかけも行って、連携を深めているところでございます。

一方で、博物館の実際の現場からは、今までは博物館はもうちょっと自治が認められていたはずなのに、いろいろと何かそうやって県庁のほうから言われるのはなぜという話なんですけれども、そこは、自治を認めているというよりは、どういうふうに我々がやっていくことが、ちょっと言い方、誤解を与えるかもしれないんですけれども、研究してきたことの発表会ではなくて、我々がやっている展示ですとか調査研究、そういった博物館活動がどのようにこの地域の、県民の、社会の役に立っているのか、そういうところをきちんと考えながらやりましょうというふうに視点が変わってきたというところではございます。それをもって、中立的にどうなのかとか、上が言ったらやるのかみたいな、そんなことも意見の中では出てきますが、そこは一つ一つ計画つくりながら進めているところでございます。

すみません、簡単ですが。

【佐々木座長】 ありがとうございます。ポイントを絞って御説明いただきました。

私から議事進行上に関する確認なんですけれども、千葉県については、登録の審査の事

務については補助執行という形で、実施のお手伝いというんでしょうかね。内実を担っていると、そういう理解でよろしいんですね。

【立和名委員】　そうです。現状は、教育委員会から博物館の部門が移管されたことで、教育庁内でそこを見る者がいなくなっていることも事実なので、今、一応組織上は、県報登載とかするときも、国に届出をするときも、教育委員会を経由することにはなっていますが、そこで見える教育委員会の方は、教育総務課というところが確認はしてくれていますが、それに対して何か中身をどうのということは一切行われていないかなと思います。

【佐々木座長】　分かりました。

今度、事務局に確認なんですが、前段で御説明いただいた、地方からの提案等に関する対応方針ということで、知事部局には今、設置、管理、廃止を移管できるということですので、今回は登録審査について、千葉県でもされているように、その位置づけに登録審査事務もしていこうと、そういう考え方、御要望という理解でよろしいんですか。

【事務局（松田）】　ありがとうございます。説明不足で失礼いたしました。おっしゃるとおりでございます。今現在、すみません、冒頭御説明したらよかったですけれども、登録事務の一部については、今御説明があったように、自治法上の委任、補助執行という形で行うことは制度上可能ではございますけれども、今回、地方分権の提案でいただいた際も、例えばそうしたときでも、法律に基づく申請書類がやはり教育委員会宛てに届いてしまう、問合せ先が教育委員会に来てしまうとか、そうしたいろんな調整、混乱が生じてしまっているんだというところで、これが例えば条例で定めて、首長に正式に権限とともに移管できるようになれば、その辺りが解消できるというようなことを御提案いただいております。では、そうした場合の課題等があるかどうか等を御議論いただきたい、そういう趣旨でございます。

【佐々木座長】　よく分かりました。今御説明があったような御要望があり、それでこの対応方針の閣議決定に至ったと、そういうことですね。ありがとうございます。

では、続いて大森委員から御報告をお願いいたします。

【大森委員】　岡山市教育委員会の大森と申します。よろしくをお願いいたします。

まず、岡山市の現状としましては、現在、岡山市内で登録されている博物館の総数は7館となっております。このうち3館はみなし博物館として登録しております。その3館のうち1館は、現在、再登録に向けて申請書類の作成に取りかかっている状況です。残り2館については、再登録を希望しているものの、現在のところ、動きが見られていません。本年度

の定期報告の際に声をかけ、進捗状況の確認を行う予定となっております。また、指定施設につきましては、登録済みの指定施設の総数は2館で、みなし指定施設は1館となっております。このみなし指定施設に関しては、再申請が努力義務であることも影響してか、申請の動きが確認できない状況です。これまで電話や書面での説明を行っていますが、現段階でも返答はいただいております。

次に、岡山市の登録博物館の事務手続について御説明します。岡山市における登録博物館手続は、特別に審査委員会を設置することなく、担当課である生涯学習課の職員と、学芸員の意見聴取を基に審査を進める形を取っております。審査業務にかかる期間は、学芸員の都合も考慮した上で、おおむね2から3か月程度を目安に進めております。申請書類の確認や整合性のチェック、必要に応じた修正業務は、担当課の職員を含めて2人から3人で連携して実施しております。その後、審査結果の決裁に際して、各委員に口頭での説明を行い、承認を得る流れとなっております。

岡山市の博物館登録事務における課題について御説明します。現在、学芸員の意見聴取については、岡山市教育委員会内の文化財課や岡山市が所有する博物館の学芸員に依頼を行っております。しかし、本来であれば、博物館登録事務は担当課である生涯学習課が主体的に行う業務であり、学芸員への依頼が都度必要になる現状は、事務の運営上、大きな課題となっております。外部の大学等への依頼も考えられますが、予算、公平性、専門性など、クリアすべき問題があり、加えて、学芸員も担当業務があるため負担が大きいことから、断られるケースも少なからずあります。現在も、誰に依頼をしていくか協議しております。

次に、文化庁様から御質問のありました以下の項目について御説明させていただきます。現在、博物館に基づく登録事務について、教育委員会で実施しているか、または地方自治法に基づく委任・補助執行をしているか。こちらについては、博物館業務は全て教育委員会が事務を行っており、委任・補助執行はしていません。

2の社会教育の観点、中立性については、教育委員会での判断に委ねられるため、展示物だけでなく、申請書類の内容も施設によって異なるため、判断に苦慮している状態です。これらについて担保できる明確な基準をいただければ幸いです。

3番の文化に関するその他事務やまちづくりに関する事務の連携については、特段、現在連携は行っておりません。仮に連携するとなれば、他課との協議が必要になります。

以上で終わります。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

では、事務局の説明、また委員のヒアリングについて、委員の皆さんから御意見、御質問などありましたらお願いいたします。文化行政、文化財行政に関わる方からのほうが質問しやすいかもしれませんが、廣野委員、何かございますか。

【廣野委員】 ありがとうございます。今の岡山市、大森様の御説明の中で、すみません、確認なんですけど、審査のほうです。こちらは担当課の職員と学芸員による意見聴取を基にということでした。つまり、どちらも内部の職員による審査ということでしょうか。

【大森委員】 はい。内部の職員での審査を行っております。

【廣野委員】 外部の方の意見を聴取するということは今のところはない。

【大森委員】 1件だけ、大学の教授の先生に依頼させていただいたんですけども、その1件のみで、基本は内部の職員で審査を進めております。

【廣野委員】 その項目によって審査基準があって、それぞれの項目に。担当課の職員という方は多分一般の事務系の職員の方で、学芸員は専門職員で、それぞれの人が見て、何か意見をつけて、適否を判断すると、そういうやり方でしょうか。

【大森委員】 はい。そういうやり方で審査しております。

【廣野委員】 ありがとうございます。聞いてばかりで、こちらの実情を言わないのもあれですので、聞かれていないですけど、新潟市におきましては、実はあまり審査経験がなくて、改正後はまだ1館しか審査をしておりません。改正前に1館審査をしたという経験しかないの、甚だ経験不足ではありますけれども、実は、新潟県さんのほうが当然審査の権限を持っておられるので、同じ県内ですから、新潟市と新潟県であまりそごがあってもいけないということで、審査基準等についてはすり合わせをしながら、それから館に対する説明も合同でやったりして、これから進めていくということになるんですが、私どもの仕組みとしては、私ども内部の人間と外部の識者に併せて御意見をいただくという形で審査をこれから進めていくという形になりますが、実務としてはなかなか曲折が予想されるので、審査基準をつくったのはいいんですけど、現地で見えていくときにどう評価するかというノウハウについてはこれから経験値を高めていかなければいけないのかなというところでございます。

以上です。

【佐々木座長】 実態の御報告もありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

【立和名委員】 補足で体制の説明をさせていただこうと。

【佐々木座長】 お願いいたします。

【立和名委員】 すみません。先ほどちょっと体制の説明ができていなかったと思うんですけども、千葉県の場合は、先ほども申し上げたように、登録の基準をつくる時に、県に任されておりますので、そのときも、県だけでなく、周りの都道府県にもいろいろと周りで意見を聞きながらつくっていった事情があるんですが、何分、先ほど申し上げたように数も多いので、全部を外部の委員の先生にお願いするには費用も大変ということで、まずは県立館以外の部分を経験のある千葉県の学芸員で、今、私が有識者で回っております。事務局で意見聴取等、一緒についていく事務局職員も、博物館のほうから自然分野と人文分野の職員を1人ずつ用意して、3名体制で有識者と事務局という形で回っております。今ようやく11館ぐらい回れたところになっております。この先、県立館をやるときに、やはりお手盛りになってしまうので、外部の委員をお願いしなければいけないというところで、財政当局にも掛け合って、報償費みたいなものを確保できたところでございます。

【佐々木座長】 ありがとうございます。その辺が、博物館の設置を所管しているところと登録審査をするところの中での線引きというんでしょうか、そういう留意が必要ということですかね。

【立和名委員】 そうです。我々、今、登録審査というよりは、全部現地に行くようにしているんですけど、布教活動と呼んでいまして、こんなふうにしたらもっといいよねとか、あと、久しぶりに会う現地の学芸員の方たちに、今何が問題になっているのかとか、県でお手伝いできることは何かありませんかというような姿勢で伺って、結構、1回行って、1日、なので、2館がせいぜいなんですけれども、3時間以上かけて、全部中を見せていただくのと、よく対話をするということを心がけて行っております。

【佐々木座長】 今伺っていると、登録審査事務としてはお手本というか、機械的にマル・バツつけるのではないという、支援というんでしょうか、博物館行政の一環として登録審査事務を捉えているということで、大変だとは思いますが、非常に心強いというか、ほかにもお手本になるような取組じゃないかと感じました。

ほかの委員の皆さん、何か御質問等ございますでしょうか。では、挙手されております、杉山委員ですかね。

【杉山委員】 すみません。そもそも話の確認なんですけれども、基本的に登録を受け

付ける事務は都道府県にあって、今、岡山市さん、新潟市さんは政令市だから、自分のところで市域内に所在している博物館の登録事務を受け付ける事務があるという理解でよろしいんですよね。福岡市もそうで、自分のところの生涯学習課に行って、今年、申請やるから、みたいな相談をするんですけども、政令市以外の市町村というのは、登録を受けられる事務ではなく、ひたすら申請するほうの事務があるという理解でよろしいんですよね。

【佐々木座長】 これ、委任されているところもありますか？

【半田座長代理】 委任しているところ以外は。

【杉山委員】 委任というのがあるんですか。

【佐々木座長】 そこ、ちょっと半田委員から御説明してもらってもいいですか。

【半田座長代理】 杉山さんのおっしゃるとおりです、おおむねは。ただ、北海道なんかは地方自治法の規定に基づいて権限が委譲されている例もあります。

【杉山委員】 北海道、はい。

【半田座長代理】 北海道のように、博物館の登録事務が、地方公共団体の事務処理の特例に関する条例によって、政令指定都市以外の市町に委譲され、博物館の登録、取消、変更等の事務を行なっている例もあるので、必ずしも、政令都市とか以外が、全くやっていないということではないと思います。

【杉山委員】 そうなんですね。理解しました。逆に言うと、例えば私どもだったら、今、千葉県さんのお話を聞いても、福岡県がどういう形で、働きかけを基礎自治体に行っているかどうかというのは、ちょっと分からなかいったりするんですけども、結構、都道府県によって少しずつ状況が違うというのが全体状況かなと今思ったところです。

以上です。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

この点、何か補足はございますか。事務局から、はい。

【事務局（松田）】 すみません。現行の制度の御説明を完全にできておらず、失礼いたしました。資料4の11ページに博物館法、参考として、ちょっとすみません、先ほど説明を省略してしまいましたけれども、第11条、登録というところを御覧いただければと思います。11ページの3つ目の条文でございます。「博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県教育委員会」とあって、その括弧で「当該博物館が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会の登録を受けられるものとする」となっておりますので、登録については、基本的に都道府県教育委員会

なんですけれども、指定都市の区域内にある場合には指定都市教育委員会の登録を受ける必要があるというところが現行の制度でございます。

すみません。補足、以上でございます。

【佐々木座長】 ほか、御質問等いかがでしょうか。

【事務局（中尾）】 ちょっと補足よろしいですか。

【佐々木座長】 はい。では、事務局よりお願いいたします。

【事務局（中尾）】 有識者の意見聴取に関しましては、法改正時に第13条の中に入ったものですけれども、こちらに関して、これまで説明会等でも説明申し上げておりますけれども、決して審査に関わるわけではありません。「意見を聴く必要がある」という形で法令上規定しておりますので、そういった意味では、域内の学芸員が関わることにに関して、これを制限するものではないということです。あくまで助言のためにこういった制度を利用させていただくという形でやっておりますので、ここは少しだけ補足させていただきます。

【佐々木座長】 ほか、いかがでしょうか。

半田委員、お願いします。

【半田座長代理】 中尾さんの今の御説明で理解しているのは、必ずしも外部でなくてもいいということですよ。第13条で定めているのは、博物館に関する知識を有している有識者からの意見聴取というものが義務として、登録申請を受けた審査事務の中ではしなくてはいけないということですから、例えば岡山も県立の場合は、県の教育委員会に申請しておられると思うんですけど、そこでの第13条に適合する有識者はほとんど県立博物館の学芸員さんが担っておられるというケースがあると思います。そこはあまり厳密に外部ということにこだわる必要はなくて、ちゃんと千葉のように博物館がよりよくなっていくためのアドバイスをいただけるということであって、その本人が審査に関わるわけではなく、マル・バツをつける立場ではないということは理解しておく必要があると思います。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【半田座長代理】 すみません。もう一つ、すみません。

【佐々木座長】 お願いします。どうぞ。

【半田座長代理】 御説明で、地方自治法180条の7による補助執行ではなく、首長部局が審査事務を担うようになるというほうがより分かりやすいのではないかという御説明でした。ちょっとお聞きしたいのは、今話題になったようなところで、自分の博物館が申請

したいけど、どこに問合せをしたらいいのかということについては、例えば教育委員会に問合せが行けば、適切な窓口に戻ることができる。今でも、教育委員会に問合せをしても、文化財なのか社会教育なのかというところで窓口が分かれているという結構複雑な問題がある中で、補助執行という手段があるのに、それを、審査事務自体を首長部局が行うことにすることのメリットが、正直見えてこないというのが実感としてあります。今、設置者についても、首長部局が博物館の設置を行うときは条例によるんですよね。その条例と今回の自治体からの御提案というのはどういうふうにリンクしているのでしょうか。

【事務局（松田）】 ありがとうございます。まず1点目の、補助執行という形で行えばよいのではないかとというような御指摘でございますけれども、もちろんそうしたお考えもあり得るかと思っておりますので、ぜひこのワーキングで御議論いただきたいと思っております。その提案をいただいた団体からは、そうした事務手続の煩雑さというようなところを御意見いただいております。また、今回事務局資料でも少し論点として出させていただきましたけれども、例えば文化に関する事務、まちづくりに関する事務、そうしたところの連携の観点からは、自治体が希望すればそういうことをしてもいいんじゃないか、そうした御意見もあり得るかと思っておりますので、ぜひその辺り忌憚ない御意見をお寄せいただきたいと思っております。

先ほどの博物館の設置等について条例で規定すればというところの関係でございますけれども、現行、こちらも地方分権の提案を受けて改正したものでございますけれども、いわゆる社会教育施設設置、管理、廃止、そうしたところは、条例で規定すれば、首長部局が担うことができます。ただ、都道府県ないし指定都市の教育委員会の域内、その区域内で行われている他の設置主体のものを登録審査する、それについては現行では教育委員会の事務という形になっていて、それは条例で移管するというのではなくて、補助執行または委任というような形でしかできませんというのが現状の制度でございますので、この辺りをどう捉えて、改正する必要があるのかどうか、その辺りを御議論いただきたいと思っております。

【佐々木座長】 どうぞ。

【立和名委員】 誤解されているといけないと思って補足させていただきますが、千葉県の場合は、首長部局に博物館が移ってしまったので補助執行という形を取って今我々のほうでやっておりますが、その事務を全部うちのほうに持ってきてほしいとか、そういった意図はほとんど、ほとんどというか、半田先生がおっしゃったように、やはり教育委員会な

らではというか、そこに任せる部分というの必要なというふうにも思っております。あと、窓口がちょっと、最近いろいろな事務が、指定はまだ教育委員会に残っていて、博物館はこっちとか、埋蔵はこっちとかということがありますので、今、千葉県でも実情、両方のホームページとかに掲載してとか、あと窓口上の混乱が起こらないようにという努力はしております。

あと、千葉県も千葉市という政令指定都市を持っております。なので、実際、千葉市に行くべき学芸員登録というか、そういった資格認定みたいなものとかも、双方行ったり来たりしちゃったりすることもあるという問題は起きているのですが、それはどっちにあっても起きていた問題ですので、それを解消するために一応我々、県内市町村の博物館向け、あと市町村向けに、政令指定都市も含めて、この新しい登録制度に関する説明会というかなり詳細な資料を作りまして、これ、ホームページとかにも載せておりますけれども、どういう意図でなのとか何をしたらいいのかみたいのを20ページに、その年その年の文化庁の新しい施策みたいなものを紹介させていただくような研修ですが、会議のときにそういう話をしたりという布教活動を続けております。

【佐々木座長】 フォローアップの御説明、ありがとうございます。

私からの確認で、もしこれを首長部局でも登録審査やれるようにというほうが望ましいんじゃないかとなった場合に、これができるぞという条例を新たに制定するなり、既存の条例を改正するなりという手続が生じるということになるんですか。

【事務局（松田）】 ありがとうございます。そもその法律をどう改正するかによって変わって思っております。先ほど説明申し上げた特定社会教育施設という、社会教育施設のうち条例で定めたものについて設置、管理、廃止を首長部局に移管するというような改正をしたときは、条例で定めることを条件としておりましたが、まるっと一括して持っていくという方法もなくはないです。ただ、恐らく、移管するとしたら、条例で定めるという形が一般的に考えられるかなと考えているところでございます。

【佐々木座長】 ありがとうございます。そこも含めて検討ということなんですね。理解しました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【半田座長代理】 すみません。幾つもすみません。

【佐々木座長】 どうぞお願いします。

【半田座長代理】 御説明にもありましたように、このワーキングで忌憚ない意見を交

わしていかなくちやいけないというこれからの方向を見据えた中で、少し懸念かなと思っ
ているところは言っておきたいなと思うんですけど、社会教育との関係で、博物館法が改
正になって、社会教育機関でもあり、文化芸術基本法の本質にのっとる文化施設としての
文化発信拠点でもあるということになったわけですよ。文化行政を担っているのは、む
しろ教育委員会よりは首長部局のほうが多い。文化振興も含めて、文化観光振興なんかも
含めて首長部局のほうが多いと思うんですけど、審査登録の事務を首長部局が担っている
状況での教育委員会の立ち位置について、立和名さんの御説明でも、教育委員会はもう完
全にスルーという感じですよ。となると、博物館全体の機能の中の文化施設としての充
実という部分と社会教育を担う機能としての充実といったところで、教育委員会とのいわ
ゆる何ていうのかな。平たく言えば連携というか、発展的業務のシェアというか、そうい
ったものが制度化されていかないと、審査事務だけが首長部局に行ったときに生ずるリス
クというものはないのかということも議論を深める必要があるのではないかと思った次
第なんです。多分、千葉県は県の大綱をつくっておられるとあって、文化財保護法
にひもづく文化財の保存・活用に対する方向性は、県としての文化財の活用計画、大綱と
して出されていて、千葉市も地域計画出しておられますよね。ということと博物館とし
ての機能をどうリンクさせるのかということもこれから大事なことだと思うんですけど、そ
こに登録博物館としての登録事務をどういうふうで処理していく形をつくっていくのが、
より実態的な博物館の充実につながる制度としてフィット感があるのかという部分が何か
見えてくるといいなとイメージとしては思ったところです。

【佐々木座長】 なるほど。教育委員会に残る文化財ですとか社会教育施設のありよう
と首長部局が専ら担うところの、登録審査も移った場合に、どういった連携・連動が残
るかということですね。

その観点から、私からの質問で、博物館行政の中で、今回登録事務ということが課題に
なっていますけれども、現行の法規の体系の中で引き続き教育委員会が担う博物館に関わ
る取組というのを再確認しておきたいんですけども、そこが私も曖昧になってしまっ
たので、もし分かればお願いしたいんですけども。今の半田委員との関わりもあるかと思
うんですけども。

【事務局（松田）】 ありがとうございます。博物館、すみません、ちょっと今ぱっと網
羅的に出せることがなくて申し訳ないんですけども。

【佐々木座長】 いえ。すみません、急に。

【事務局（松田）】 例えば域内の指導・助言とか、そうしたところは引き続き教育委員会で持つべきであると、そうした議論というのもあり得るとも思っておりますし、先ほど半田座長代理から御指摘のあったような、例えば、そもそも移管を条例で認めるかどうかというところの論点もありますし、もし認めるとしても、例えば教育委員会との連携を担保するような形にすべきだという、そうした御議論もあるかと思っておりますので、また引き続きその辺りも含めて御意見いただきたいと思っております。

【佐々木座長】 分かりました。

では、我々委員の理解の至らないところもあるかもしれないので、今日、今お話に出た、引き続き博物館行政として教育委員会が担う事柄、法規でうたわれていること、また、関連しそうな社会教育施設の意味合い、そういう側面を持つところでの連携・連動、また、ちょっと離れるかもしれませんが、文化財行政としての連携・連動、どういうふうに全体で捉えられるか、その中で今回、登録事務の扱いをどうしていくのかという辺りをもう少し踏み砕いた整理をしていただくということによろしいですか。

【立和名委員】 現場にいて一番ちょっと感じるのは、やはり先ほど半田先生がおっしゃったように、教育委員会にいたときは結構、社会教育法ということとかをかなり言われていたんです。それが首長部局になったら、もう社会教育法という言葉はほとんど出てこないのが実情。博物館の人間はもちろんそこから来ていますから、いや、我々は社会教育施設ですよ、我々は何とかですよと言うんですけど、その大きなものの中でのみ込まれた後には、それもあるけど、文化芸術基本法になっているんだよねという形で、感覚としてですよ、現場にいる感覚として、そういうふうに何か空気がなっているので、なので、教育委員会との関係が全部切れるというのは私どもにとっても少し不安は残るかなというのが現場感です。

【佐々木座長】 であればこそ、その辺の整理と、結局は自治事務なので、自都道府県、政令都市の判断、として、こうやっていくんだというところを優先されると思うのと、それを可能にする選択肢の議論かなと思っているんですけども、では何をどう選んで、何をよりどころに博物館行政と博物館運営がなされるかというところの改めての整理ですかね。

では、中尾調査官、お願いいたします。

【事務局（中尾）】 すみません。今、立和名委員のほうから、教育委員会との関係が全てなくなってしまうみたいな話がちょっとあったんですけども、本日の資料4の8ページ

を御覧いただいたらいいんですけれども、これが、第9次地方分権一括法が出たとき、いわゆる博物館の設置・管理という部分を地教行法に基づいて動かせるようになったときのものなんですけれども、その際に通知で、右側の部分、赤枠で囲った部分ですね。このときに、博物館の設置・管理という部分が首長部局に動かせるようになったんですけれども、ただ、博物館関係では、学芸員等に対する研修と博物館の登録等に関する事務、そして私立博物館に対する必要な報告の要求、指導・助言という部分ですね。この3つは教育委員会に残したままになったと。今議論になっているのは、この登録等に関する事務を移すかどうかというところの御議論をいただきたいという部分なんですけど、残り2つの事務に関しても、動かすのかどうかというのは射程には入ってくると思います。なので、この辺りのものも含めまして御議論いただく必要があるかなというところで、ちょっと補足しておきます。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

いろいろ考え方はあって、教育委員会でやはり継続してこういう取組をしたほうがよりよいという考えもあるでしょうし、股裂きになって分裂するのは、もうやりにくいと、行政執行上やりにくいのであれば、一括して取り扱えるようにしたほうがよいということもあるでしょうし、そこは改めて委員の皆さんそれぞれのお立場で考えていただくというのがよろしいかなと思いますが、これについてはほかございますか。ウェブ参加の委員の方も含めて。

【田中委員】 すみません、田中です。よろしいですか。

【佐々木座長】 田中委員、お願いします。

【田中委員】 博物館登録事務の知事部局への移管ということで、今まで教育委員会が所管されていたところから、さらに博物館登録事務も移管するということになると、かなり首長のところに権限が集中する。また、首長の意向によってかなり左右されてしまう。いろいろな自治体から聞く話ですと、首長さんが替わって、その首長さんの意向の、息がかかったような展覧会の企画を実施したり、その取り巻きの人たちが、知事は直接言っているんですけれども、恐らく知事はこういうこと好きだから、やったほうがよいと付度する。知事の意向だからということで、予算もついてしまう。知事部局に権限が集中すると、さらに登録事務も、設置、管理、あと廃止もですよね。首長に権限が集まると、それによって大きく左右されてしまうと、廃止までの権限も知事部局に行ってしまうと、公務員の組織も官僚組織で、ピラミッド型で上には絶対服従だとは思いますが。そこは自治体によって

多少温度差はあるかもしれませんが、首長の圧力というか、忖度のようなものが現れて、博物館の現場にプレッシャーも来る。幾つかの自治体でそういう話を実際聞きますので、その辺りが私としては懸念事項です。

【佐々木座長】 ありがとうございます。設置や廃止は、自ら設置、廃止というところと、登録審査は、自ら設置したところの登録も出ますけれども、広域自治体であれば基礎自治体とか私立の施設については、これはもちろん登録審査だけになるので、そこは混同せずに受け止めたほうがいいかなと思ったので、その辺りも含めて、今日課題提起をいただいたので、もう一度整理をして考えておくというふうにしていきたいんですけれども、進行上、よろしいでしょうか。では、お願いします。

【事務局（松田）】 すみません。ありがとうございます。今座長おっしゃっていただいたとおりでございますが、今の田中委員の御指摘に関して、博物館の廃止は、自ら設置しているところの廃止の事務が、条例で定めたら、首長が設置、管理して、廃止も含めてできるんですけれども、登録に関しては、あくまでも登録の基準を満たさなくなってしまう場合に登録の取消しをするという事務はございますが、登録を審査する側が博物館を廃止をさせることは法令上もできませんので、その点、一応補足をさせていただけたらと思います。

今座長から御指摘いただいたように、本日いただいた御意見も踏まえて、次回また資料等整理させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【佐々木座長】 では、まだ議題ございますので、進行させていただきたいと思います。続きまして、議題5、博物館の機能強化に向けたコレクション・マネジメント等の在り方に移りたいと思います。

では、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（松田）】 ありがとうございます。では、まず私のほうから、博物館の設置及び運営上の望ましい基準の改正告示の概要についてということで、資料5-1について簡単に御説明をさせていただきます。

昨年度、本ワーキンググループにおいて御議論いただいたものでございますけれども、背景の2つ目のポツ、博物館法の一部改正法、そして博物館ワーキングでの御議論、そうしたものを踏まえて、この告示が今年の3月31日に改正されました。全部改正という形にしております。

主な内容は真ん中にございますけれども、改正法に伴う規定の見直しを行っているほか、

社会情勢の変化に伴う規定の見直しとして、博物館設置者の努力義務に係る規定の追加、博物館の資料収集・管理等に係る規定の充実などなど、そうした規定を全般的に見直したものでございまして、今回、この改正された告示をより詳細化していくということが求められているところでございますので、このワーキンググループで御議論いただきたいというものでございます。

続きまして、吉野補佐からお願いします。

【事務局（吉野）】 資料5-2、5-3、5-4を御覧ください。

まず、資料5-2、「博物館資料の収集及び管理の方針」ということで、一言で博物館と言っても、やはりこのように、ブルーの薄いところ、館種がたくさんあります。科学から歴史、動物園、水族館まで入ってきます。また、資料の収集対象となります標本資料についてもいろいろ多岐にわたります。また、設置者も、国のみならず、自治体が管理しているところ、財団、株式ということで、もういろいろな館種対象、資料対象、設置者にわたるところで、全て個別に定める方針をつくるということは不可能に近いということで、今回議論するのは、これら多岐にわたるところの共通事項とするところを議論していきたいと思っております。これを基本的な考え方としてこの第1回にお示ししたいと思っております。

黄色で囲ってあるところですよ。具体的に検討項目といたしましては5本の大きな柱を立てております。「収集の方針」に関する基本的な考え方、「管理の方針」に関する基本的な考え方、博物館資料の保存・修復・保護、そしてコレクションへのアクセス整備、またコレクションの充実に関する考え方ということで、この5本の大きな柱を示しつつ、資料5-4を御覧ください。こちらで骨子案をこの第1回でお示しいたします。

1、趣旨、2、対象、3、博物館資料の定義ということで今文言は加えておりますが、今回、4以降、5つの柱につきましては、中項目までをお示しし、この骨子案でよろしいか、また過不足ないか、また、これをこうしたほうが良いという御議論を本日いただきまして、次回第2回にそれぞれの項目ごとの文言を加えた、肉づけした素案をお示ししたいと考えております。4番以降、骨子等、また御意見いただければと思います。

また、資料5-3につきましては、法令上の関係条文を示しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

こちら、今回、この骨子案について御意見をいただき、また、本文にも、こういった本文を加えたほうが良いなどの御意見、御提案を、来月、6月8日の月曜日ぐらいまでに御意

見等をいただき、次回、第2回は6月下旬を想定しておりますが、素案を示したいと思いますので、何とぞよろしくお願いたします。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

皆さんで議論するに当たって、前提の整理、確認をさせていただきたいんですけれども、今回これをこちらのワーキングで検討して、国としての基本的な考え方として整理し、公表しようということになって、この望ましい基準の改正検討に皆さん関わられていたので、なぜこれが必要かというの、流れというんでしょうか、状況、御理解はいただけているとは思いますが、改めて、こういったものを示す、検討したほうが良いということのいきさつ、理由と、加えてもう一つ、基本的な考え方を離れて、具体的なこういったコレクション・マネジメントのありようとか手続、手順等は、学協会、例えば博物館協会ですとか、ICOMの倫理規程もありますでしょうし、場合によっては館種別団体、また、専門的な内容によっては学会等が詳細検討すると、そういう役割分担もあるかと思うんですが、その2点ですね。今どういうふうに捉えているかというところをお聞かせいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

【事務局（中尾）】 ありがとうございます。事務局、中尾です。

先ほど博物館の設置及び運営上の望ましい基準の改正のことについて御説明申し上げた上で、この収集及び管理の方針という流れにしましたけれども、この中で、博物館資料の告示の中で、博物館資料の収集及び管理等に係る規定の充実ということ盛り込んでおります。その中で、皆さん御記憶新しいかもしれませんが、博物館資料の管理について、「廃棄」という文言が入ったこと、これについて様々御意見なんかもいただきながらこの告示の改正を進めてまいりました。結果的に最終版にも「廃棄」という文言は残ってはいらんですけれども、これについて、博物館資料の廃棄を進めたいんじゃないかという臆測のようなものが結構寄せられたところがございます。ただ、この告示の改正に関しましては、内容を読んでいただいたら分かるとおりに、ほかの手段を尽くしてもなおやむを得ない場合に廃棄を進めるんだということで、決して廃棄を進めたいというものではない。ただ、これが誤解を招いた原因というのが、そういった管理の在り方についての詳細に決まったものがやはり前提としてなかった。ただ、今皆さんのところにもお配りしておりますけれども、参考資料3としております「博物館の望ましい姿シリーズ」、いわゆる日本博物館協会がつくっていただいた「資料取り扱いの手引き」というのがございまして、この中にはもう既に廃棄についても述べられていたわけです。ただ、これが平成16年に策定されたというこ

ともありまして、それから改正もされずに、更新もされずに今に至るという部分がございます。また、なかなか世間のほうに認知されていないということもあったのかなと思っております。また、収蔵庫問題という部分で、開館から期間のたつ博物館が多い中で、どうしても収蔵庫があふれてしまっている現状がある。そういった様々な問題の中で、コレクションの体系的な管理の在り方という部分を検討する時期に来たと思っております。これは特に捨てて減らそうという話じゃなくて、本来、博物館の収集段階から使命に基づいた収集を行っていく、そして、またその使命の変更も、これは社会の変化に合わせてやっていくわけですから、これは基本的運営方針という名前で法律では呼んでいますけれども、そういうものに従って収集と管理の方針を改めていく。そして、それに従って収集し、またその中で体系的な管理を行っていく。その中で資料を充実させて、博物館の活動を充実させるということを考えております。そういった部分でしっかりとこうした資料の収集と管理の在り方という部分の基本的な考え方、これを国でお示しするというところは少しやっておいたほうがいいのかというところでこの御議論につながっております。館種ごとの細かな詳細な在り方というものに関しては、館種もしくは資料の形態とか内容、種類によって全く異なる部分がございますので、これに関しては各館種団体でありますとか、またそれぞれの博物館で考えていくべき部分かなとは思っておりますので、今回の御議論の中では、基本的な考え方をお示しするというところまでで議論を進めてまいりたいと思っております。

【佐々木座長】 確認になりましたけれども、ありがとうございます。コレクション・マネジメントについての課題感が、強く認識されたというか、高まっていったということで、国で示すと、そういう位置づけだということでございます。

では、これについて、今後深めていきますけれども、示されている骨子等について、併せて御意見、御質問等あればお願いいたします。

では、半田委員、お願いします。

【半田座長代理】 御説明ありがとうございました。基本的に、今日添付していただいた日博協の「資料取り扱いの手引き」、平成16年3月、佐々木さんもメンバーに入っていたいておりました。随分時がたってきましたねという感じなんですけど、この手引を発行する一つの手順としては、文部科学省からの委託事業によって委員会を設置して議論をして、様々な館種、役職の方が委員にお入りいただいて、内容を練り込んできたという経緯があります。私、この基本的な考え方（骨子案）というものの全体について、誰が主語で

出すんだというのは、結構これ大きな課題じゃないかなと思っていて、社会教育法があります、文化芸術基本法があります、博物館法があります。その施行規則があって、今回、望ましい基準が出て、通知書も出ました。通知を読んでも、かなり詳細に書き込まれているわけです。国立にしても、私立にしても、最終的な資料の収集、保管、取扱い、活用に対する方針というのはその館の自主性によってつくられるべきであって、自主的につくられるその方針の根拠になる国の指針というのは何を読めばいいのかということについてはかなり綿密に示されているという全体像をもう一回俯瞰してみると、その上で国が主語になって基本的な考え方を示すというのは、さらに、現場の博物館にはこういう指針で収集・管理の方針、基本的な考え方を徹底してもらいたいという何か通達的なイメージを持たれるリスクがあると私は感じるんです。委託研究であっても、委員会をつくって、日本博物館協会という今では公益財団法人になっている博物館の振興団体のようなところが手引書、ガイドラインをまとめたものをつくるというのは、国際的にいっても、ICOMがガイドラインをつくるというのと同じ手法だと思うんです。そこに書かれている内容をどういうふうに判断して自分たちの博物館の方針をつくるのかということについては、御説明にもありましたけど、様々な設置者、様々な館種、規模も様々という博物館がそれぞれの実情に応じて主体的にそれをつくっていくという方向が何かきれいだなと思ったりします。中尾さんも、その次の段階については館種団体であるとかというものがもう少し具体のブレイクダウンした内容のガイドラインをつくる必要があるとおっしゃいましたが、じゃあ、望ましい基準とそれに対する文化庁次長から出ている通知文と館種別団体がつくるであろうもうちょっとブレイクダウンした手引の間であって、この骨子案でまとめようとしている方針というのはどういう位置付けなのかということが若干気になります。

【佐々木座長】 先ほども課題感として、関心も高いし、今後を考えると、しっかりした位置づけのものが要るのであろうという判断だと受け止めましたが、その辺り、繰り返しになってしまうかもしれませんが、もしあれば。

【事務局（中尾）】 今の半田座長代理の部分、御懸念に関して、こちらの考え方ということを示しておきたいと思います。以前も法改正の際に、「博物館DXの推進に関する基本的な考え方」というものを出したことがあります。座長代理の御懸念のとおり、国が出すと、このとおりにしなきゃいけないのかと思われてしまうという受け止め方の部分は確かにあったかもしれないんですけども、これを出したときの整理の仕方としましては、やはり今、地方分権の中で、博物館の管理・運営自体も自治事務です。なので、国としては、こ

れを統制的にやっていくという方向ではなくて、あくまでこれからの博物館の在り方としてのDXであるとか、また、申し訳ないですけど、アップデートされてこなかった資料の取扱いの在り方という部分に関しまして基本的な考え方を示すということに対しては特に違和感はありません。各博物館、各自治体というものが、当然ながら、自治事務の中で、またそれぞれの自治の中でつくっていくということはもちろん前提に置きながらも、ただ、こういう方向性ですよというのを示すのが基本的な考え方というものかなとは思っております。そういった意味で、国のほうでは、DXに限らず、様々なガイドラインでありますとか指針でありますとか、そういうのを示しているわけなんですけれども、これは国として、これをしなさいという意図ではなくて、あくまで方向性を指し示すというような形で出しているものかなと捉えております。その中で、出し方とか、主語の捉えられ方という部分で何か配慮が必要ですよということは非常に貴重な御意見ですので、この部分に関して何か配慮できたりとか検討できることがあれば、もちろんそこも含めてこの中で議論していきたいらなとは思っているところです。ありがとうございます。

【佐々木座長】 半田委員、どうですか。

【半田座長代理】 御説明の意図は理解しましたが、やっぱりちょっと気になるなというところはあって、中尾さんが言われることはよく分かるし、DXでお示しいただいたガイドラインもよく分かるんです。分かりやすい。あれと一緒にのかなと今、思ったところが1つと、御説明にあった赤い点線の共通事項の部分だけ議論しますという骨子案があり、この秋に向けた取りまとめをしていかなくちゃいけないというところだと思うんですけど、これ、結構体力要るなという実感は持っています。望ましい基準のときの廃棄云々の文言はともかく、やはり館種によってかなり違うという点も気がかりです。佐藤さんおられますけど、自然史系や生き物を扱っている博物館の収集・管理というようなものと、民俗系の博物館における収集と管理というものを横につないで、しかも設置者の違いも含めて共通事項をまとめる方向だと思うんですけど、2回ぐらいのワーキングでまとまるのだろうかという素朴な懸念はあります。

【事務局（吉野）】 すみません。スケジュールに関しまして、先ほど、2回開催して、文化施設部会の第3回にお出ししたいと申しましたが、議論によっては、座長が招集して、文化施設部会第3回に上げるまでにこの博物館ワーキングで、7、8、9月の間に3回なのか4回なのか5回なのか開催する可能性はあります。議論の深みによって、2回しかやらないで素案を施設部会のほうに出しますよというわけではないです。また進めながら座長と相談

して、招集等かけていただければと思っております。

【佐々木座長】 分かりました。ありがとうございます。委員の中にも、現場密着の方もいれば、違う視点もあるので、全員かどうかもありますし、その辺りは議論の流れを見て、どういう進め方が適切かというところは、また事務局と御相談して進めていきたいと思えます。

ウェブ参加の委員の皆様、これらについて、いかがでしょうか。

【田中委員】 すみません。田中です。よろしいですか。

【佐々木座長】 はい、お願いします。

【田中委員】 そうですね。私も半田さんと同じような感覚です。特に、この委員のメンバー全員でもカバーし切れない部分もある。歴史といっても、古代史から中世史、近世史、近現代史、考古学、埋蔵文化財もある。美術しかり、西洋美術、日本美術もあります。また野外博物館も歴史的建造物は建築史や建造物の関係の専門家の知見が必要だ。専門分野もかなり細分化されている。2回3回の審議、1年間というこの短い期間でこれらの館種、対象の資料を全て網羅するような共通事項を現在のメンバー、決めてしまうのは短過ぎるのかなというのが率直な私の感想です。

期間については以上です。すみません。お願いします。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

それについては私から見通しについて。想定されるのは、事細かなものではなく、共通ということなので、これは大事であろうということに絞られるのかなと思っていますし、やはりそれ以上のものは、しかるべき場所で、当事者としてしっかり検討するものである、そういう役割分担は大事だと思うんです。なので、館種別団体や学会等が担うべきことと捉えています。今回検討するに当たって、ゼロからではもちろんなくて、皆さん御承知のとおりではあるんですけど、ICOMの倫理規程、改定はされますけれども、大体最新版もどんなものかというのも見えてきていますし、また、コレクション・トラストがつくったものもあります。「取り扱いの手引き」も、アップデートされていなくて、関わった人間として、宿題積み残し感満載で恥ずかしいんですけど、その当時の議論を尽くして共通編をつくりましたので、アップデートするところは何なんだという課題は絞られてくると思うんです。なので、これら、館種超えた共通する大事な事柄というのを整理した形、また、望ましい基準で言っていることに加え、通知でも詳しく説明している部分もあるので、そういったものも併せた要素で、この基本的考え方を見れば、読めば一通りの大事なことが分

かるんだと、そういうアウトプットは必要でしょうし、限られた時間ではあるんですが、既存の既にまとまっているものもよく参照して現在の課題を付け加えるということで、やはり告示が出てそのままというわけにはいかないと思いますし、多くの懸念もあるということも言われていますので、このスケジュール感でまずはやってみるのではなかろうかと私は捉えています。

ほか、いかがでしょうか。御質問等、御意見等ございますでしょうか。ひとまずよろしいですかね。

杉山委員、お願いいたします。

【杉山委員】 この今示されている骨子案は、資料としてそう日を置かずに文化庁のホームページとかで公開されるという認識でいいんですかね。その場合、この間の告示のときにやはり多くの方が、「廃棄」という文言が含まれていたことに関して、反応が非常に激しかったと思うんです。それで、現場にいる人たちでプレッシャーに感じている人も多い状況で、やはりみんな、昨年度までとは違って、資料がアップされると、結構皆さん見られると思うんですよね。そのような状況下で、今、「除籍」という言葉が8の(3)というふうになっているんですけれども、基本的にそれより上の表題は「充実に関する考え方」となっていて、その中に「除籍の基本的な考え方」と入っていると、やはり、望ましい基準のときのあの反応と、その後で展開するだろうと考えられているコレクション・マネジメントであれだけの物議を醸した「除籍」ないし「廃棄」というところが少しここでは薄くなっているというようなことで、ますます、少し現場サイドは混乱するかなと思うんですよね。この資料をこのままぱっとホームページで公開されるということなので、ちょっと章立てとか注記とかで、「廃棄」ということの文言を思い切って盛り込んできたということのフォローということをしっかり考えるんだという姿勢をやはり示したほうがいいのかと少し思いました。

以上です。

【佐々木座長】 資料の提示の仕方について、いかがでしょうか。

【事務局(中尾)】 この会議自体がオープンでもう既に行われておりますので、この資料は当然ながら会議資料として掲載されることになります。その中で様々な御反応が出てくることは当然ながら私どもも予想はしておりますけれども、この後、しっかりとした議論の中でその懸念というのを払拭していくことが必要だとは思っております。今、項目立ての中で「廃棄」が入っていないくて、「除籍」という文言を使っているという部分に関

しては、これは実際に告示をつくる際にも何回か議論にはなりましたけれども、「除籍」という言葉、また「処分」という言葉と「廃棄」という言葉が様々に混同されて使われてしまっているという部分がございます。今、章立てとして、上の項目から細かな部分でお話をしていくことになっていくと思います。そうってきますと、まずはリストから外す除籍という部分がどうしても章の項目としては挙がってくるのかなということで、他意はなく挙がっているような状態です。当然ながら、除籍の先には、様々な手段としての、言ってみたら交換でありますとか譲渡でありますとか売却、廃棄という部分が当然ながら入ってきます。これは今回参考資料でお示ししている「資料取り扱いの手引き」の中でも明確に廃棄、売却というのを取り扱われておりますけれども、これは除籍というリストから外す、恒久的な保存リストから外すという行為があつて、その後その手段というのを検討していくんだという構成になってきますので、今は章立てとして、除籍という一番上部の最初に行う手続が入っているということになっております。なので、この部分に関しては、一瞬見たときの反応としてはそうなのかもしれないんですけども、当然ながら、議論の中でしっかりとそこが細密化されてくる、また御理解いただけるような形にまとまっていくはずですので、今はこの形で提示することになるのかなとは思っております。

【佐々木座長】 杉山委員、いかがですか。

【杉山委員】 理解しました。ありがとうございます。

【佐々木座長】 ほか、いかがでしょう。

では、お願いします。

【立和名委員】 すみません。私、全く、博物館側の先生方のおっしゃっている立場も両方分かるんですけども、以前、望ましい在り方で廃棄の話が出たときに、やはり全然我々の業界じゃない側の人からの、庁内も含めて、よかったねみたいな、そういう議論も含めて、いろいろあったわけです。そういうことを踏まえると、この赤点々というのは最低限の今回セーフティーネットのようなものを張ろうとしてくれているのかなと私は捉えています。それぞれの対象資料だとか館種によっていろいろ検討しなきゃいけないというのは本当に館側が頑張るべきところで、今、県立博物館もコレクション・ポリシーのつくり直しというのをまずやりましょうというところで動いているところなんですけれども、今これは、あれが出た後に急いで、どこまでできるかはあれなんですけど、この赤点々の微妙な部分というのは、ここは絶対超えないよというところをつくろうとされているのかなとちょっと私は理解しました。

【事務局（中尾）】 すみません。大変心強いお言葉をいただきましたので、ありがとうございます。本当にそうですね。あくまでポイントを絞ってという形になります。先ほどこちらの「資料取り扱いの手引き」の資料で共通編というお言葉を出していただきましたけれども、この部分に関しても、日本博物館協会がつくったという部分で、かなり細かな手続とか、資料カードを作って云々とか、かなり細かな具体的な手順まで書いてはいるんですけれども、今回つくるような基本的な考え方というのは、そういったことまで書くわけではなくて、もう少しさらにポイントを絞った内容になってくると思います。そういったところでしっかりと現場のほうで、また館種団体のほうで、うちの資料に関してはこういうふうにそろえていくんだ、こういうふうに管理していくんだというものは詳細化していかなければいけませんし、逆にそれを国がつくってお示しするというのは、半田座長代理の御懸念のとおり、国がそれを進めようとしているという、ちょっと強制力を持った形で捉えられかねない懸念もございますので、あくまで大きな枠組み、最大公約数としての基本的な考え方を示していくという部分になってこようかと思っております。

【佐々木座長】 では、山崎委員、お願いいたします。

【山崎委員】 ちょっとずれる意見かもしれませんが、望ましい基準で廃棄が着目はされた、注目はされたんですが、個人的には一番大きな変化は、第3条に博物館の経営というものが入ったことだと思っています。あくまで保存、収集、管理は博物館の業務の一部だし、それは博物館の経営のほんの一部にすぎないという言い方はよくないかもしれませんが、一部だと思っているんです。いきなりピンポイントでここの議論をするのは、喫緊の課題だからなのかもしれませんし、今年度はもう議題が決まっていますので仕方がないんですが、本来であれば、博物館の経営に関する基本的な考え方みたいなものを出してあげないと、その一部に位置づいているわけだから、そういう議論を、令和9年度でもいいんですけど、したほうがいいんじゃないかなと思いました。企業でいえば、いろんな業種ありますよね。自動車会社とコンサルティング会社では論点が違うわけですよね。その中で共通項で、例えばコンプライアンスとかリスクとかAIとかありますと。そういういろいろな各業種共通の項目について例えば経産省が出したりしますよね。だけど、一番重いのは企業のガバナンスに関する規定みたいなやつなんです。経営そのものだから。その中にコンプライアンスは位置づいているわけですよね。同じで、今回はもう仕方がないんですけど、本当はもっと大きな話をして、そこに関する考え方を提示したほうがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

【佐々木座長】 ありがとうございます。幅広い観点から、考え続けなきゃいけないこともありますので、ただ、急を要するのは、やはりここをしっかりと整理をして、曲解とか誤解とか、恣意的な使い方、悪用と言ったらいいのかもしれませんが、そういうことが生じないような取組というのはやはり急がれるのかなと思います。

ほか、委員の皆さん、何かございますでしょうか。では、お願いします、佐藤委員。

【佐藤委員】 この共通事項という点で、すごく難しいなというのが率直な感想なんですけど、今、私、自然史系と、あと文化系と両方にまたがって仕事をしているんですけども、ちょっとこれとずれちゃうかもしれないんですけど、非常に今問題だと思っているのが人的資源、つまり、文化財の劣化、廃棄を防ぐということで、その修復保全に関わる人材とかというのが非常に問題だと私は思っています。ただ保存するだけでは、ただ置いておくだけでは、それ多分コレクションを維持できないので、それをこういうものの中で何か述べられないか。

あともう一つ、自然史系についても同じことが言えて、日本の場合は大きな自然史系の博物館にコレクション・マネジャーという明確な職業がないんです。そういうものを国から示して、こういう人材をこうしてくださいみたいなことがここで言えたらもしかしたらいいのかなと思いました。

以上です。

【佐々木座長】 ありがとうございます。何が重要かというところも述べていかなければいけない、方向性などは述べていかなければいけないのかなと。

ほか、いかがでしょうか。

【事務局（吉野）】 すみません。細矢委員が途中から参加しておりますが、細矢委員、コメントいただけますか。

【細矢委員】 こんにちは。すみません、遅くなりまして。ちょっと今フィールドワークに出ています、現場から入っています。何でしょう。

【事務局（吉野）】 何か、この全体でもいいですし、コメントいただければ。

【細矢委員】 先ほど御発言の中で、コレクション・マネジャーというのがないというお話だったんですけど、国立科学博物館に一応コレクション・マネジャーというのと、それからコレクション・ディレクターというのがいるということに、一応職位としては設けられています。ただ、それがどういう立場で、何をやるべき者なのかということについて

では、まだもうちょっと練られていく必要があるんじゃないかなと。要するに、コレクション・マネジャーだよと言われた人がどういうマネジメントをするのかということについて、もうちょっと自覚があるか、あるいはどういうことをやるべきかということについては検討の余地があるのではないかなと思います。

科博の場合、コレクション・ポリシーというのがありまして、その中に、廃棄してもよいというようなことは触れられてはいるんですけども、登録したものを廃棄するとかということについて厳しく言及しているかどうかということについては考える余地があるんじゃないかなと思います。登録される前のものを検討して、これは登録に値しないという場合には廃棄するというようなことをやっているんですけども、それは多分多くの博物館でもやはり同じようなことをやっているんじゃないかなと思います。

その辺のところ、今日話題になっている共通事項というところで、あまり幅広に全体のことを言ってしまうと、結局何を言っているのかよく分からないみたいになってしまうのがちょっと懸念される場所ではないかなと思いますし、今度は逆に限定的に言ってしまうと、うち関係ないよねみたいなことになってしまうと、今度、共通事項としての価値というのが薄れるので、その辺は強弱つけるとか、ちょっと文言について検討する余地があるんじゃないかなと思いました。

以上です。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

大原委員、挙手されていますかね。お願いします。

【大原委員】 ありがとうございます。今、細矢先生がおっしゃったことに少し似ているかもしれないのですが、今後議論をするときに、どの程度の抽象度にするかの抽象度合わせと、あと、こうすべきという理想論によるのか、できることに即すのかという、その辺の温度感を文字でいただくと私は話がしやすくなると思いますので、次回までにお願ひできますでしょうか。

【佐々木座長】 では、事務局。

【事務局（吉野）】 次回にはきちっと文言を記載したものをお示ししたいと思います。また、繰り返しになりますが、また本文についても御意見等をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【松本委員】 よろしいでしょうか。

【佐々木座長】 はい、お願いします。

【松本委員】 松本です。

今日いろんな御議論あったんですけども、取りあえず、こちらで示された資料の博物館資料の収集及び管理の方針の基本的な考え方という骨子案では、私自身は、ここに述べられている項目は一通り現状の在り方を網羅しているのではないかなというので素直に受け取っております。ただ、この中で、8番目にあるコレクションの充実に関する考え方というようなところは、これはむしろ4番の収集の方針、つまり、こちらと密接にリンクすることなので、ここまで、除籍まで入れて考えるのかどうかという問題はありますけれども、収集のためには充実というのが前提になってくるので、そこら辺のところをもう少し組み立て直していただけないかというのが1点。

それから、この文言で、細かいことにはなりますけれども、「博物館資料」という言葉を定義していただきながら、7番、8番の大項目では「コレクション」という言葉がいきなり出てくると。このような言葉の取扱いの問題というのは非常に微妙なところもありますので、きっちりした統一性と単純な字句への理解を平易な考え方に基づいて導き出されるようなことをしていただければというのがもう一点。

そして、さっき大原委員がおっしゃったように、今日のは項目だけなので、恐らく事務局のほうでもう少し中身についてお考えがあると思いますので、具体的な文言も盛り込んでもう少し提示していただけると、あまりに抽象的な議論の交換ではなくて、もう少し具体的に進展が見られるのではないかなという気がいたしました。

以上です。

【佐々木座長】 ありがとうございます。事務局も大変だと思うんですけども、対応していただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

【田中委員】 すみません。田中です。

【佐々木座長】 はい、お願いします。

【田中委員】 時間がないので、手短に。

日本博物館協会の「資料取り扱いの手引き」の中では確かに「廃棄」という文言は入ってはいるんですけど、そこを読むと、著しく破損、劣化して、衛生上、安全上、非常に危険であり、廃棄がやむを得ないとあります。廃棄に至った場合資料の記録、ドキュメンテーションは必ず保存することが明記されています。この手引があまり生かされていなかったのか、その後、科研の調査では、そういった基準を設けていたのは317館のうち7%しか

ない。結局、手引は守られていなかったということもあります。今までの議論もそうなんですけれども、せっかく皆さんの知見を集約してつくった手引や考え方が守られないという現実があります。作られた後に遵守されないというところはよく考えなければならないというのが1点。あとは収集・管理の方針、「コレクション・マネジメント」という言葉を使っていますけれども、やはりコレクション管理とかコレクション・マネジメントというのは収集・管理で終わるのではなくて、収集、管理、保存、閲覧、公開、展示、そして最後には処分規定というところも全部包括的にとらえて、そういったものをコレクション・マネジメントと呼ぶ。収集・管理の方針だけをピックアップすると全体的な館の実は運営方針に関わる部分、つまりであり、博物館機能の収集・管理だけを抽出することに違和感を感じました。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

今出たような、かなり具体の御指摘もあったので、それを踏まえて、また案をまとめて、議論を深めていきたいと思います。では、よろしいですか。本日の議論は以上としたいと思います。

では、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

【事務局（吉野）】 本日、精力的な御議論をいただき、誠にありがとうございました。次回は6月末頃の開催予定としております。委員の皆様には追って日程調整の御連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【佐々木座長】 それでは、第3期文化施設部会博物館ワーキンググループ第1回を閉会といたします。本日はありがとうございました。

— 了 —